

第3期に講ずべき主な施策へのコメント

一橋大学 イノベーション研究センター教授 長岡貞男

2009年2月

1. 知的財産の創造

「(イノベーションにつながり、かつ、)重要特許の獲得に向けたインセンティブの向上」は大学に限らず非常に基本的な課題です。重要発明へのインセンティブの創出には、発明の経済的な貢献に見合った法的保護を与えるような制度設計が重要です。重要な発明を適切に保護しているかどうか、逆にイノベーションへの貢献が無い発明でも保護を与える結果となっていないかどうかなど、イノベーションの観点から制度の実証的な検証を行い、それを制度設計に活かしていくことが今後も重要だと思います。

2. 知的財産の保護

1) 知的財産の権利付与の迅速化は、審査の質を落とさずに行われる必要があります(そうでないと知的財産の安定性・予見性を低下させることになります)。迅速化及び的確な審査の両方の目的を実現するために、特許審査体制の強化に十分な投資がなされるべきだと思います。

2) 特許料金制度もこうした目的に利用する可能性を検討すべきではないかと考えます。審査請求料金を値上げし年金を下げることによって、審査請求において企業が質の良い発明を自己選択することを促します。また、審査請求料が値上げをされれば、返還制度もより効果的に機能するようになると考えられます。

3. 知的財産の利用

1) ライセンスには、消費者を含めた第三者の利益を高める効果があることに鑑み、特許料減免とリンクした実施許諾の意志の登録制度は積極的に検討されるべきだと思います。標準機関において RAND 条件を事前に開示することを可能とする方向で特許声明書の改革が検討される動きもあり、これを円滑化するインフラにもなることを指摘したいと思います。

2) 標準技術にかかる特許権であっても、国による強制実施あるいはロイヤルティーの制限は、特許権者によるホールドアップや独占化行為など、不公正な行為あるいは反競争的な行為を是正する目的に限定されるべきだと思います。公益性が高い標準技術の普及促進には、国による研究開発支援や普及への支援がより妥当な政策だと思います。

3) 標準策定過程で提出された技術情報を審査資料として利用することを可能にすることは重要ですが、そのためには標準技術におけるルールと何が公知文献となるかの基準の検討も必要であると考えられます。